



「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」の仮訳

中国語原文	日本語仮訳
<p>外商直接投資人民币結算業務管理辦法 中国人民銀行公告（2011）第23号 2011-10-13</p> <p>第一章 總則</p> <p>第一條 為擴大人民币在跨境貿易和投資中的使用範圍，規範銀行業金融機構（以下簡稱銀行）辦理外商直接投資人民币結算業務，根據《中華人民共和國中國人民銀行法》、《人民币銀行結算賬戶管理辦法》（中國人民銀行令（2003）第5号發布）等有關法律、行政法規、規章，制定本辦法。</p> <p>第二條 銀行辦理外商直接投資人民币結算業務，適用本辦法。</p> <p>第三條 境外企業、經濟組織或個人（以下統稱境外投資者）以人民币來華投資應當遵守中華人民共和國外商直接投資法律規定。</p> <p>第四條 中國人民銀行根據本辦法對外商直接投資人民币結算業務實施管理。</p> <p>第二章 業務辦理</p> <p>第五條 境外投資者辦理外商直接投資人民币結算業務，可以按照《人民币銀行結算賬戶管理辦法》、《境外機構人民币銀行結算賬戶管理辦法》（銀發〔2010〕249号文印發）等銀行結算賬戶管理規定，申請開立境外機構人民币銀行結算賬戶。其中，與投資項目有關的人民币前期費用資金和通過利潤分配、清算、減資、</p>	<p>外商直接投資人民元決済業務管理弁法 中國人民銀行公告（2011）第23号 2011-10-13</p> <p>第一章 總則</p> <p>第一條 クロスボーダー貿易および投資における人民元の使用範囲を拡大し、銀行業金融機関（以下は「銀行」）における外商直接投資人民元決済業務を規範化するため、「中華人民共和國中國人民銀行法」、「人民元銀行決済口座管理弁法」（中國人民銀行令（2003）第5号公布）などの関連法律、行政法規、規定に基づき本弁法を制定する。</p> <p>第二條 銀行は、外商直接投資人民元決済業務を行う際、本弁法を適用する。</p> <p>第三條 域外企業、經濟組織もしくは個人（以下は「域外投資者」）が中国で人民元投資を行う場合は、中華人民共和國の外商直接投資法律・規定に従わなければならない。</p> <p>第四條 中國人民銀行は、本弁法に基づき外商直接投資人民元決済業務に対して管理を行う。</p> <p>第二章 業務取扱</p> <p>第五條 域外投資者が外商直接投資人民元決済業務を行う際、「人民元銀行決済口座管理弁法」、「域外機関の人民元銀行決済口座管理弁法」（銀發〔2010〕249号文印刷発行）などの銀行決済口座の管理規定に基づき、域外機関の人民元銀行決済口座開設を申請することができる。このうち、投資プロジェクトに関わる人民元の事前</p>



股权转让、先行回收投资等获得的用于境内再投资人民币资金应当按照专户专用原则，分别开立人民币前期费用专用存款账户和人民币再投资专用存款账户存放，账户不得办理现金收付业务。

第六条 银行应当在审核境外投资者提交的支付命令函、资金用途说明、资金使用承诺书等材料后，为其办理前期费用向境内人民币银行结算账户的支付。外商投资企业设立后，剩余前期费用应当转入按本办法第八条规定开立的人民币资本金专用存款账户或原路退回。

第七条 外商投资企业（含新设和并购）在领取营业执照后10个工作日内，应当向注册地中国人民银行分支机构提交以下材料，申请办理企业信息登记。

- （一）外商投资企业批准证书复印件；
- （二）营业执照副本、组织机构代码证。

外商投资合伙企业无需提交前述第（一）项材料。

外商投资企业注册地中国人民银行分支机构应当在收到申请材料之日起10个工作日内完成企业信息登记手续。

已登记外商投资企业发生名称、经营期限、出资方式、合作伙伴及合资合作方式等基本信息变更，或发生增资、减资、股权转让或置换、合并或分立等重大变更的，应当在经工商行政管理部门变更登记或备案后15个工作日内将

関連費用資金および利益配当、清算、減資、出資持分譲渡、出資の先行回収などにより取得した人民元で域内再投資を行う場合、専用口座で専門用途に使用する原則に従い、人民元事前関連費用専用預金口座と人民元再投資専用預金口座をそれぞれ開設し、当該口座は現金の受取・支払業務を取扱ってはならない。

第六条 銀行は、域外投資者が提出した支払指示書、資金用途説明、资金使用承諾書などの資料の審査後、当該投資者のために域内人民元決済口座への事前関連費用の支払を取り扱うことができる。外商投資企業が設立された後、事前関連費用の残金は本弁法第8条規定に基づき、開設した人民元資本金専用預金口座に振り込むか、またはもとのルートで返金しなければならない。

第七条 外商投資企業（新規設立と合併・買収を含む）は、営業許可書を受領してから10営業日以内に、登記地の中国人民銀行の分支機構に、以下の書類を提出して企業情報登記の手続を申請しなければならない。

- （一）外商投資企業批准証書のコピー。
- （二）営業許可書副本、組織機関コード証。

外商投資パートナー企業は（一）を提出する必要はない。

外商投資企業登記地の中国人民銀行の分支機構は、申請資料を受領してから10営業日以内に企業情報登記手続を完了しなければならない。

すでに登記済みの外商投資企業は、名称、経営期限、出资方式、パートナーおよび合弁合作方式などの基本情報の変更、または増資、減資、出資持分譲渡や交換、合併もしくは分割などの重大な変更が生じた場合、工商行政管理部門に



<p>上述変更情況報送註冊地中國人民銀行分支機構。</p>	<p>て変更登記または届出の完了後15 営業日以内に当該変更状況を登記地の人民銀行分支機構に報告しなければならない。</p>
<p>第八条 外商投资企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定向银行提交营业执照等材料，申请开立人民币银行结算账户。其中，境外投资者汇入的人民币注册资本或缴付人民币出资应当按照专户专用原则，开立人民币资本金专用存款账户存放，该账户不得办理现金收付业务。</p>	<p>第八条 外商投資企業は、「人民元銀行決済口座管理弁法」等の銀行決済口座の管理規定に基づき、銀行へ営業許可書等の資料を提出し、人民元銀行決済口座の開設を申請する。このうち、域外投資者が振り込んだ人民元登録資本金もしくは人民元出資払込資金は専用口座で専門用途に使用する原則に従い、人民元資本金の専用預金口座を開設して預け入れなければならない。当該口座は現金の受取・支払業務を取扱ってはならない。</p>
<p>境外投资者以人民币并购境内企业设立外商投资企业的，被并购境内企业的中方股东应当按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，申请开立人民币并购专用存款账户，专门用于存放境外投资者汇入的人民币并购资金，该账户不得办理现金收付业务。</p>	<p>域外投資者が人民元で域内企業を買収・合併して外商投資企業を設立する場合、買収・合併対象となる域内企業の中国側株主は、「人民元銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座の管理規定に基づき、人民元買収・合併専用口座の開設を申請し、域外投資者により振り込まれた人民元の合併・買収資金の預け入れ専用としなければならない。当該口座は現金の受取・支払業務を取扱ってはならない。</p>
<p>境外投资者以人民币向境内外商投资企业的中方股东支付股权转让对价款的，中方股东应当按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，申请开立人民币股权转让专用存款账户，专门用于存放境外投资者汇入的人民币股权转让对价款，该账户不得办理现金收付业务。</p>	<p>域外投資者が人民元で域内外商投資企業の中国側株主に出資持分譲渡の対価資金を支払う場合、中国側株主は「人民元銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき、人民元出資持分譲渡専用預金口座の開設を申請し、域外投資者により振り込まれた人民元の出資持分譲渡対価資金の預け入れ専用としなければならない。当該口座は現金の受取・支払業務を取扱ってはならない。</p>
<p>第九条 境外投资者在办理境外人民币投资资</p>	<p>第九条 域外投資者が域外の人民元投資資金の</p>



金汇入业务时，应当向银行提交国家有关部门的批准或备案文件等有关材料。银行应当进行认真审核，可以登入人民币跨境收付信息管理系统查询有关信息。

对于房地产业外商投资企业办理外商直接投资人民币资本金汇入业务时，银行还需登陆商务部网站，验证该企业是否通过商务部备案。

第十条 外商投资企业应当根据有关规定，委托会计师事务所对境外投资者缴付的注册资本、出资和股权收购人民币资金的实收情况进行验资询证。会计师事务所在向账户开户银行进行询证后，可以出具验资报告。

开户银行应当积极配合会计师事务所的工作，在收到银行询证函之后，认真核对有关数据资料，明确签署意见，加盖对外具有法定证明效力的业务专用章，并在收到询证函之日起5个工作日内回函。

第十一条 银行应当依据相关外商直接投资业务管理规定，监督外商投资企业依法使用人民币资本金，审查通过人民币资本金专用存款账户办理的资金支付业务。银行不得为未完成验资手续的人民币资本金专用存款账户办理人民币资金对外支付业务。

送金を行う場合、銀行に国の関係部門の批准または届出書類等関連資料を提出しなければならない。銀行は審査を真剣に実施しなければならない。人民元クロスボーダー受取支払情報管理システムにログインし、関連情報を検索することができる。

不動産業の外商投資企業が外商直接投資に関わる人民元資本金の振り込み業務を行う場合、銀行は商務部ウェブサイトログインし、当該企業が商務部に届出済みか検証しなければならない。

第十条 外商投資企業は関連規定に基づき、会計士事務所に委託し、域外投資者の払い込んだ登録資本金、出資及び持分買収人民元資金の実際の受取状況について照会を行わなければならない。会計士事務所は口座開設銀行に照会を行った後、出資検査報告を発行することができる。

口座開設銀行は積極的に会計士事務所に協力し、銀行照会書を受け取った後、関連データ資料を真剣に照合し、意見を明確に記述し、法定証明効力のある専用の法人印を捺印後、照会書受領日より5営業日以内に回答書を返信しなければならない。

第十一条 銀行は関連の外商直接投資業務管理規定に基づき、外商投資企業による合法的な人民元資本金の使用を監督管理し、人民元資本金専用預金口座を通じた資金支払業務に対し審査を行わなければならない。銀行は出資検査手続が完了していない人民元資本金専用預金口座に対して人民元資金の対外支払業務を取り扱ってはならない。



第十二条 境外投资者将其所得的人民币利润汇出境内的，银行在审核外商投资企业有关利润处置决议及纳税证明等有关材料后可直接办理。

第十三条 境外投资者将因减资、转股、清算、先行回收投资等所得人民币资金汇出境内的，银行应当在审核国家有关部门的批准或备案文件和纳税证明后为其办理人民币资金汇出手续。

第十四条 境外投资者将因人民币利润分配、先行回收投资、清算、减资、股权转让等所得人民币资金用于境内再投资或增加注册资本的，境外投资者可以将人民币资金存入人民币再投资专用存款账户，按照本办法办理有关结算业务。银行应当在审核国家有关部门的核准或备案文件和纳税证明后办理人民币资金对外支付。

第十五条 外商投资性公司、外商投资创业投资企业、外商股权投资企业和以投资为主要业务的外商投资合伙企业在境内依法以人民币开展投资业务的，其所投资企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，申请开立人民币资本金专用存款账户，专门用于存放人民币注册资本或出资资金并办理相关资金结算业务，该账户不得办理现金收付业务。

第十六条 境外投资者同时使用人民币资金和外汇资金出资的，银行应当按照本办法办理人民币资金结算手续，按照外汇管理有关规定办理外汇资金结算手续。人民币与外币的折算汇

第十二条 域外投資者が取得した人民元利益を域内から送金する場合、銀行は外商投資企業の利益処分決議及び納税証明など関連資料を審査後、直接手続することができる。

第十三条 域外投資者が減資、持分譲渡、清算、先行投資回収などで取得した人民元資金を域内から送金する場合、銀行は国の関連部門の審査認可または届出書類と納税証明の審査後、人民元資金の送金手続を行わなければならない。

第十四条 域外投資者が人民元利益配当、先行投資回収、清算、減資、持分譲渡などで取得した人民元資金を域内で再投資または登録資本の増加に使用する場合、域外投資者は人民元資金を人民元再投資専用預金口座に預け入れ、本弁法に基づき関連決済業務を行うことができる。銀行は国の関連部門の審査認可または届出書類と納税証明の審査後、人民元資金の対外支払いを行わなければならない。

第十五条 外商投資性公司、外商投資ベンチャー企業、外商持分投資企業と投資を主要業務とする外商投資パートナー企業が域内で合法的に人民元投資業務を展開する場合、その投資先企業は「人民元銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき、人民元資金専用預金口座の開設を申請し、人民元登録資本金または出資資金の預け入れ専用とし、且つ関連資金決済業務を取り扱わなければならない。当該口座は現金の支払・受取業務を行ってはならない。

第十六条 域外投資者が同時に人民元資金と外貨資金で出資した場合、銀行は本弁法に基づき人民元資金決済の手続を行い、外貨管理関連規定に従い外貨資金決済手続を行わなければなら

率为注册验资日当日中国人民银行公布的人民币汇率中间价。

第十七条 外商投资企业向其境外股东、集团内关联企业和境外金融机构的人民币借款和外汇借款应当合并计算总规模。

第十八条 外商投资企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》第十二条规定，凭人民币借款合同，申请开立人民币一般存款账户，专门用于存放从境外借入的人民币资金。

第十九条 银行应当对外商投资企业人民币注册资本和人民币借款资金使用的真实性和合规性进行审查，监督外商投资企业依法使用人民币资金。在办理结算业务过程中，银行应当根据有关审慎监管规定，要求企业提供支付命令函、资金用途证明等材料，并进行认真审核。

第二十条 外商投资企业用人民币偿还境外人民币借款本息的，可以凭借款合同和支付命令函、纳税证明等材料直接到银行办理。

第三章 监督管理

第二十一条 银行应当认真履行信息报送义务及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送依据本办法开立的境外机构人民币银行结算账户、人民币资本金专用存款账户、人民币并购专用存款账户、人民币股权转让专用存款账户和人民币一般存款账户的开立信

ない。人民元と外貨の換算為替レートは登録資本金出資検査日に中国人民銀行が公表する人民元為替レートの仲値を適用する。

第十七条 外商投資企業の、その域外の株主、グループ内の関連企業と域外金融機関からの人民元借入と外貨借入は合算して総規模で計算しなければならない。

第十八条 外商投資企業は「人民元銀行決済口座管理弁法」第十二条の規定に基づき、人民元借入契約に基づき、人民元一般預金口座の開設を申請し、域外から借入した人民元資金の預け入れ専用として使用しなければならない。

第十九条 銀行は外商投資企業の人民元登録資本金と人民元借入資金の用途について真实性と合法性について審査し、外商投資企業の合法的な人民元資金の使用を監督管理する。決済業務を行うなかで、銀行はプルーデンス管理監督に関する規定に基づき、企業に対し支払指示書、資金用途の証明などの資料の提供を要求し、且つ真剣に審査しなければならない。

第二十条 外商投資企業は人民元で域外人民元借入の元金と利息を返済する場合、貸出契約と支払指示書、納税証明などの資料に基づき銀行で直接取扱うことができる。

第三章 监督管理

第二十一条 銀行は情報報告義務を着実に履行し、本弁法に基づき開設した域外機関人民元銀行決済口座、人民元資本金専用預金口座、人民元合併・買収専用預金口座、人民元持分譲渡専用預金口座、人民元一般預金口座の開設情報、及び上述の口座を通じて取扱ったクロスボーダ



息，以及通过上述账户办理的跨境和境内人民币资金收入和支付信息。

第二十二条 银行应当按照《人民币银行结算账户管理办法》、《人民币银行结算账户管理办法实施细则》（银发〔2005〕16号文印发）和《境外机构人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定，为境外投资者、外商投资企业及其中方股东等存款人办理人民币银行结算账户业务。

第二十三条 在办理外商直接投资人民币结算业务时，银行和外商投资企业应当按照《国际收支统计申报办法》等有关规定办理国际收支申报。

第二十四条 银行在办理外商直接投资人民币结算业务时，应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和中国人民银行的有关规定，切实履行反洗钱和反恐融资义务，预防利用外商直接投资人民币结算进行洗钱、恐怖融资等违法犯罪活动。银行应当收集境外投资者所在地的反洗钱和反恐融资信息，了解实际控制投资的自然人和投资真实受益人，评估投资的洗钱和恐怖融资风险，并采取适当的风险管理措施。

第二十五条 中国人民银行和有关部门建立必要的信息共享和管理机制，加大事后检查力度，有效监管外商直接投资人民币结算业务活动。

一と域内人民币資金収支情報を人民币クロスボーダー収支情報管理システムに遅滞なく、的確且つ完全に報告しなければならない。

第二十二条 銀行は「人民币銀行決済口座管理弁法」、「人民币銀行決済口座管理弁法実施細則」（銀発〔2005〕16号）及び「域外機関人民币銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき、域外投資者、外商投資企業及び中国側株主などの預金者のために、人民币銀行決済口座業務を取扱わなければならない。

第二十三条 外商直接投資人民币決済業務を取扱う際、銀行と外商投資企業は「国際収支統計申告弁法」などの関連規定に基づき国際収支申告に関する手続を行わなければならない。

第二十四条 銀行は外商直接投資人民币決済業務を取扱う際、「中華人民共和国アンチ・マネー・ロンダリング法」と中国人民銀行の関連規定に基づき、アンチ・マネー・ロンダリング及びアンチ・テロリスト融資義務を着実に履行し、外商直接投資人民币決済を利用してマネー・ロンダリング、テロリスト融資などの違法犯罪活動を予防しなければならない。銀行は域外投資者所在地のアンチ・マネー・ロンダリングとアンチ・テロリスト融資に関連する情報を収集し、投資を実際に支配する自然人と投資の実際の受益者の状況を把握し、投資のマネー・ロンダリングとテロリスト融資のリスクを評価し、適切なリスク管理措置を取らなければならない。

第二十五条 中国人民銀行と関連部門は必要な情報共有と管理メカニズムを確立し、事後検査を強化し、外商直接投資人民币決済業務に対し有効に監督管理を行う。



第二十六条 中国人民银行会同有关部门对银行、外商投资企业的外商直接投资人民币结算业务活动进行现场检查和非现场检查，以及资金使用的延伸检查，督促银行切实履行交易真实性审核、信息报送、反洗钱等职责。

第二十七条 银行、外商投资企业违反本办法有关规定的，中国人民银行会同有关部门可以依法对其进行通报批评或处罚；情节严重的，可以暂停或禁止银行、外商投资企业继续开展跨境人民币业务。

第二十八条 银行在办理外商直接投资人民币结算业务时违反有关审慎监管规定的，由有关部门依法进行处理；违反有关人民币银行结算账户和反洗钱、反恐融资等管理规定的，由中国人民银行依法进行处理。

第四章 附 则

第二十九条 本办法由中国人民银行负责解释。

第三十条 本办法自发布之日起施行。此前有关规定，与本办法不一致的，以本办法为准。

第二十六条 中国人民銀行は関連部門と協力して、銀行、外商投資企業の外商直接投資人民元決済業務活動に対して、オンサイトとオフサイト検査を行い、また、資金の利用も延長検査する。銀行が取引の真実性審査、情報報告、アンチ・マネー・ロンダリングなどの職責を着実に履行することを促す。

第二十七条 銀行、外商投資企業が本弁法の関連規定に違反した場合、中国人民銀行と関連部門は法律に基づき、当該機関を通報批判または処罰することができる。重大な違法行為の場合、銀行と外商投資企業がクロスボーダー人民元業務を継続して実施することを一時停止または禁止することができる。

第二十八条 銀行が外商直接投資人民元決済業務を取扱う際、プルーデンス監督管理に関する規定に違反した場合、関連部門より法律に基づき処理する。人民元銀行決済口座及びアンチ・マネー・ロンダリング、アンチ・テロリスト融資など関連する管理規定に違反した場合、中国人民銀行に基づき処理する。

第四章 附 则

第二十九条 本弁法は、中国人民銀行が解釈の責任を行う。

第三十条 本弁法は公布日より実施する。従前の関連規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に準ずる。

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部 調査課
三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部】

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
■当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。